プロジェクト項目　サステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム（SSAF）への対応
2026 年 10 月 SSAF 会議の報告

Ⅰ．概要

1. 国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の諮問機関であるサステナビリティ基準アドバイザリー・フォーラム（以下「SSAF」という。）会議が、2026 年 10 月 15 日及び 16 日にウェブ会議形式にて開催された。本 SSAF 会議の主な概要は次のとおりである。

2026 年 10 月 SSAF 会議出席メンバー

2. SSAF は、指定された個人によって代表される 12 から 16 の組織により構成され、ISSB の議長又は副議長がその議長を務める。SSAF は、ISSB に技術的な助言を行うことを目的としており、SSAF による助言は、ISSB による高品質な基準開発の一助になるとされている。

（SSAF メンバー）

組織名
パン・アフリカ会計士連盟（PAFA）
南アフリカ勅許会計士協会（SAICA）
ブラジルサステナビリティ報告委員会（CBPS）
カナダサステナビリティ基準審議会（CSSB）
メキシコ財務報告基準審議会（CINIF）
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）
オーストラリア会計基準審議会（AASB）
中国財政部会計司（MOF-ARD）
インド勅許会計士協会（ICAI）
韓国サステナビリティ基準委員会（KSSB）及び金融委員会（FSC）
サウジ勅許職業会計士協会（SOCPA）
サステナビリティ基準委員会（SSBJ）
トルコ会計・監査基準局（KGK）
ドイツ会計基準委員会（DRSC）
エフラグ（EFRAG）
英国財務報告評議会（FRC）

（オブザーバー）

グローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）

2026 年 10 月 SSAF 会議の議題

議　題		AP*	予定時間	実際時間	参照ページ
1	IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入支援	1	50 分	60 分	3
2	「SASB スタンダード」の向上	2	60 分	44 分	7
3	人的資本	3	55 分	52 分	11
4	自然関連開示	4	55 分	60 分	16
5	アジェンダ計画及び会議概要	5	10 分	7 分	20

*AP：アジェンダ・ペーパー

今後の日程（予定）

2027 年 2 月（ウェブ会議形式）

SSAF 会議への対応

3. 本 SSAF 会議への対応については、サステナビリティ基準委員会による事前の書面レビューにより、発言案等の検討を行った。

II. IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入支援

議題の概要

4. ISSB は、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）及び IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）の導入支援を目的としたさまざまな取組みを行っている。

5. その取組みの一環として、各法域における ISSB 基準の一貫した適用を促し、導入支援の取組みの断片化を回避するとともに、各法域及び ISSB のリソースを最大限に活用するため、両者の導入支援における協働のアプローチを定める簡潔で実務的なガイド（以下「本ガイド」という。）を開発することを提案している。

6. また、ISSB は現在、以下の教育的資料を開発中（(2)から(4)は開発を検討中）である。

 (1) 「教育的資料『IFRS S2 号の適用にあたっての温室効果ガス排出の開示要求』」の更新:『温室効果ガス排出の開示に対する修正』に関する新たな質問を追加（Update GHG Emissions Disclosure Requirements Applying IFRS S2 education material to add new questions on the *Amendments to Greenhouse Gas Emissions Disclosures*）

 (2) 準拠表明に関する教育的資料（Material on statement of compliance）

 (3) プロポーショナリティのメカニズムの適用に関する教育的資料（Material on applying proportionality mechanisms）

 (4) 予想される財務的影響に関連する要求事項の理解を支援するための EFRAG との調整（Coordination with EFRAG to support understanding of requirements related to anticipated financial effects）

7. 本セッションでは、ISSB スタッフより、法域の基準設定主体のための本ガイドの開発アプローチの提案内容、教育的資料の開発状況（開発を検討中のものを含む。）、及びキャパシティ・ビルディングに関する取組みに係る概要の報告がなされ、次の項目について質疑応答及び意見交換が行われた。

 (1) 導入を支援することについての法域の基準設定主体のための本ガイドが役立つことに同意するか。提案されたアプローチについて何かコメントはあるか。

 (2) 現在開発中（又は開発を検討中）の資料を含め、教育的資料及びキャパシティ・ビルディング活動の最新情報に関して、質問やコメントはあるか。

SSAF 会議での議論の概要

8. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

法域における導入支援ガイドについて

(1) 法域をまたいだ ISSB 基準の高品質かつ一貫した適用を支援するという本ガイドの目的に賛同する。また、各法域で把握した導入上の課題を IFRS 財団に集約し、国際的に利用できるガイダンスを通じて対応することは、一貫した適用の促進に資すると考える。一方、法域固有の要求事項に関連する場合だけでなく、ISSB 基準を適時に適用するためにも法域独自のガイダンスが必要となる場合があるため、本ガイドによって法域独自のガイダンスの開発が制約されないことを明確にすべきである。(SSBJ)

(2) 本ガイドの作成を支持する。ただし、法域によって規制環境や導入に向けた準備状況が異なることを認識すべきであり、ガイダンスの早期公表と導入スケジュールの明確化が有用である。また、特にリソースが限定されている法域については、導入上の質問のための窓口の整備や、翻訳その他の導入支援も重要である。(AOSSG)

(3) IFRS 財団と各国の基準設定主体の役割を明確にし、既存の IFRS 財団の資料を活用して不要な重複を減らすというアプローチを支持する。また、本ガイドにおいて、国際的な整合性や比較可能性を維持しつつ、現地の法令及び市場の状況に合わせるために資料を調整するにあたっての原則を定めることが必要である。さらに、協議は双方向であるべきであり、ガイドの開発及び更新に際して、継続的に法域からの意見が反映されるようにすべきである。(カナダ)

(4) 各国の基準設定主体と IFRS 財団との緊密な連携を促進するための取組みを支持する。また、本ガイドにおいては、IFRS 財団が国際的に対応すべき論点を判断する基準や優先順位付けの方法を明確にする必要があり、国際的な対応が適時に行われず、各国の基準設定主体が対応する場合の考慮事項も明確にする必要がある。さらに、この取組みの過程で、ISSB に導入上の質問が多数寄せられることを見越したリソースの確保も重要である。(オーストラリア)

(5) 本ガイドの作成を支持する。プロポーショナリティのメカニズムの考え方や適用例、他の基準又は枠組みとの相互運用可能性に関する論点、保証対応を含めた報告制度全般にについて考慮した論点についても取り扱う余地がある。(南アフリカ)

(6) 法域の要求事項やステークホルダーのニーズに応じて、補足的な資料を作成できる

ような柔軟性を確保しておくことを提案する。また、本ガイドの開発にあたっては、法域の意見を十分に取り入れるとともに、協調の仕組みを体系的かつ実務的に機能するものとすることが重要である。(中国)

(7) 本ガイドは、ISSB が各法域固有の事情を理解し、適用後レビュー等を進めるうえでも有益である。また、ある法域で開発されたガイダンスについて、他の法域とも共有できる仕組みがあれば、既存の成果を有効活用できると考える。(ブラジル)

(8) 本取組みを支持する。特に、予想される財務的影響(anticipated financial effects、以下「AFE」という。)は重要な導入上の課題であり、各法域での実務経験や、IFRS S2 号の要求事項に関する対応例を共有することが有益である。(EFRAG)

(9) 各法域が導入上の課題に迅速に対応する必要がある場合もあると認識しており、各法域における対応の足並みを揃えることができるように、ガイダンスの提供にあたってのタイムラインを共有できることが望ましい。基本的には国際的なガイダンスに従い、独自の補足的な資料の作成は必要な場合に限定すべきではあるが、各国の基準設定主体が法域固有の課題や対応状況を掲載できるウェブページ等を設ければ、他法域の経験を再利用できる。(英国)

(10) 法域固有の要求事項への対応として法域独自のガイダンスを開発すべき場合に該当するのか、IFRS 財団が開発したものを利用すべき場合なのかの境界が明確でない場合が想定されるため、ガイドにおいて両者の区別に関する事例を盛り込むべきである。また、タイミングの問題から法域固有のガイダンスを公表する必要が生じる場合の IFRS 財団との協議などの手順を明確にしてもらいたい。さらに、移行支援グループ(TIG)のアウトプットの位置付けについても明確にすべきである。(韓国)

(11) 各法域において未解決の技術的解釈に関する論点を IFRS 財団にエスカレーションする手順を示すことが有益である。(サウジアラビア)

(12) 複数の法域をカバーする地域単位の組織が導入支援に重要な役割を果たす場合があり、法域としての対応には地域レベルでの対応が含まれるようにすべきである。(PAFA)

(13) 本ガイドは、各法域における法域向けのガイダンスの公表を禁止するものではなく、各法域との協働を促進することを目的とするものである。コメントを受けて、グローバルな課題と法域固有の課題を区別するための原則や、適時の対応の必要性について明確にすることが有益であると考える。一方、本ガイドにおいてどこまで詳細

に規定するかについては、適切なバランスを図る必要がある。(Sue Lloyd 副議長)

教育的資料及びキャパシティ・ビルディングに関する取組みについて

(14) トレーニング・パートナー・プログラムは、作成者が現在直面している課題を把握し、将来のキャパシティ・ビルディング活動に活用する機会となると考えている。この点、トレーニング・パートナー・プログラムは、料金体系を含め、リソースが限定されている法域にも利用しやすい形に設定すべきである。教育的資料については、法域が経過措置を延長した場合の準拠表明の扱い、報告企業、個別企業レベルでの開示、重要性の判断などについて、ニーズが聞かれている。(AOSSG)

(15) トレーニング・パートナー・プログラムの開発にあたり、各法域の基準設定主体や規制当局を関与させることが望ましい。各法域では、最終的に作成された資料に基づいて規制当局が規制を行うことになるため、各国の規制当局がその内容を事前に把握できるようにすべきである。また、各法域に応じたカスタマイズとは、具体的に何を意味するのかを明確にすることも有益である。(英国)

(16) プロポーショナリティのメカニズムの適用に関する教育的資料は、特に導入準備やデータ面の課題を抱える企業が多い地域にとって重要であり、優先して取り組むべきである。IFRS 第 19 号の考え方も参考になるが、負担軽減が情報の有用性の低下につながってはならない。投資家等にとっての情報の有用性を維持しながら負担を軽減できるよう、各法域の実情を反映した例示の作成に協力したい。(PAFA)

(17) ((16)の発言に関して) 予想される財務的影響 (AFE) とプロポーショナリティのメカニズムは、いずれも世界共通の重要課題であり、特にバリュー・チェーンに関する課題を抱える法域において重要である。プロポーショナリティのメカニズムを実際に活用できるよう、具体例を通じて説明する必要がある。また、企業ごとに収集情報や開示作成の方法が異なり得るため、その違いを投資家が理解できるよう、適用方法について適切に説明することも重要である。(Sue Lloyd 副議長)

(18) ステークホルダーのニーズを踏まえ、導入上の論点の重要度や困難さに応じて教育的資料全体の計画を体系的に検討し、リソースを整理、統合し、段階的に開発を進めていくことで、ISSB 基準の適用を効果的に支援することを提案する。(中国)

(19) 提案されている教育的資料のテーマはいずれも関心が高く、実例を踏まえたものになる場合、有用である。トレーニング・パートナー・プログラムについては、パートナー企業が研修内容を現地向けに調整する前に法域の基準設定主体と協議することとすべきである。また、研修から得られたフィードバックを活用すべきである。(カ

ナダ)

(20) 予想される財務的影響（AFE）は重要な論点であり、我々の法域においても、この分野を発展させるための提案の取りまとめを行った。本提案を ISSB 及び EFRAG に提出する予定であり、この議論をさらに前進させたいと考えている。重要なことは、建設的な形で議論を進め、実務で活用できる解決策を見いだすことである。（ドイツ）

III. 「SASB スタンダード」の向上

議題の概要

9. ISSB は、2026 年 7 月の ISSB ボード会議において、「SASB スタンダード」の向上プロジェクトのフェーズ 2 として、SICS（Sustainable Industry Classification System）の「技術及び通信」セクターに属する 6 つの産業を対象とすることを決定した。

10. 「SASB スタンダード」の向上プロジェクトに関する戦略的な事項については、多くの SSAF メンバーから、2026 年 3 月の公開草案に関する意見募集等を通じて、次のような意見が聞かれている。

(1) 「SASB スタンダード」の向上に関する作業を一旦停止し、自然及び労働力(workforce)関連の開示に関する基準設定及びリサーチ、ISSB 産業別ガイダンスと将来的に導入され得る新たな産業横断的要求事項との関係性を検討すべきである。

(2) ISSB の長期的な戦略（例えば、将来的にガイダンスではなく産業別の要求事項を開発するかどうか）の検討に焦点をあてることを優先すべきである。

11. ISSB は、これらの意見については、一部については、「SASB スタンダード」の向上プロジェクトで直接対応することができるが、別の部分については、ステークホルダーとのエンゲージメント、導入支援、ISSB 産業別ガイダンスの役割に関するコミュニケーション等、プロジェクト外での補完的な活動を通じて対応することが適切であり、将来の方向性に関するより広範な戦略的事項は、今後のアジェンダの優先度に関する公開協議（以下、「アジェンダ協議」という。）等で検討することが適切であるとの認識を示している。

12. また、「SASB スタンダード」の向上プロジェクトのフェーズ 1 の意見募集等を通じて、「SASB スタンダード」と ISSB 基準との関係性について、次のような課題があるとの意見が聞かれている。ISSB は、これらの課題について、「SASB スタンダード」の目的や役割をステークホルダーに明確に伝えるため、基準設定だけでなく、コミュニケーションや導入支援などプロジェクト外の活動も含めて対応する方向で検討している。

(1) 重要性、集約及び分解などの IFRS S1 号の概念的基礎が「SASB スタンダード」にどのように適用されるのかについて明確化が必要である。

(2) 「SASB スタンダード」が強制的な要求事項ではないガイダンスとして機能するにもかかわらず、「スタンダード」という名称を使用している。

(3) スコープ 1 温室効果ガス排出に関する開示など、一部の要求事項が ISSB 基準と ISSB 産業別ガイダンスの両方に含まれている。

13. 本セッションでは、ISSB スタッフより「SASB スタンダード」の向上プロジェクトのフェーズ 2 の進め方、及びフェーズ 1 の意見募集に対する対応の方向性について説明がなされ、次の項目について質疑応答及び意見交換が行われた。

(1) 「SASB スタンダード」の向上プロジェクトのフェーズ 2 全体を通じて、SSAF をグループとして又は個々のメンバーとして、効果的に活用し関与させ得る方法についての提案はあるか。

(2) ISSB が、ISSB 産業別ガイダンスと ISSB 基準との関係について、ステークホルダーに最も効果的に伝える方法（基準設定及びその他の活動の両方を通じて）についての提案はあるか。

SSAF 会議での議論の概要

14. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

フェーズ 2 への関与について

(1) 今後のアジェンダ協議で受け取るフィードバックに基づき、産業別ガイダンスに対処する優先順位及び「SASB スタンダード」の位置付けを決定することが重要と考えており、この観点から、ISSB はフェーズ 2 に対して過度なリソースを投入するのではなく、中間的なメンテナンス作業として扱うべきである。(SSBJ)

(2) 「SASB スタンダード」の位置付けが、ISSB 基準を適用又は利用する法域において十分に明確になっているかどうかを調査し、アジェンダ協議を通じて、ISSB 基準の体系における ISSB 産業別ガイダンスの役割、国際的な適用可能性、自然や労働力（workforce）などのテーマ別プロジェクトとの関係などについて検討すべきである。(カナダ、韓国、AOSSG)

(3) フェーズ 2 に関する公開草案における提案が確定する前の早期の段階から、開発プ

ロセスの全体を通じて SSAF が関与することが重要である。(英国、カナダ、AOSSG)

(4) ISSB と共同での法域又は地域のステークホルダーを対象としたアウトリーチやフィールド・テストの機会があれば有用である。(英国、中国、サウジアラビア、AOSSG)

(5) SSAF メンバーを通じて法域における特定の産業の専門家を関与させることで有益なフィードバックを得られる。(南アフリカ)

(6) アウトリーチの経験から、対象となる産業に関係する十分な数の企業の関与を確保することが課題であり、対象となる企業が見つかれば多くのインプットを得ることができる。(ドイツ)

(7) フェーズ 2 の作業の一部については、限定的なセクターを対象としたコンサルテーションを行うよりも、自然及び労働力(workforce)関連のプロジェクトを通じて包括的に扱う方がより適切ではないか。「SASB スタンダード」の内容が IFRS S1 号及び IFRS S2 号や自然及び労働力(workforce)関連のプロジェクトの成果を補完し、重複を避けるようにすべきである。特に同じトピックについて各セクター間で一貫して扱うか、異なる扱いをするのかについて、基準体系にも関わる論点として検討すべきである。(EFRAG)

(8) ((7)の発言に関して)対象となる産業を限定した方が、対象となる産業の関係者の積極的な関与が期待される一方、複数の産業間での整合性の論点が生じることは理解している。フェーズ1の作業において、整合性の観点から提案した他の産業の「SASB スタンダード」の修正について、関係者の関与を得ることが困難であった経験もあり、長所と短所の両方を検討する必要がある。(Sue Lloyd 副議長)

(9) 「技術及び通信」セクターの開示トピック及び指標を再検討するにあたっては、AI の急速な発展や関連政策がサステナビリティ関連のリスク及び機会を再形成させている点を反映すべきである。また、分析の出発点として SICS に基づく現行の産業分類を再検討することを支持する。(韓国)

(10) 修正の提案を説明するにあたり、産業別のリスク及び機会と開示が要求される指標との関連を説明する資料の提供についてのニーズがある。(英国)

(11) ISSB が今後「SASB スタンダード」に含まれる 77 のスタンダードの全体を維持管理していくためのロードマップを提示することを提案する。(カナダ、韓国)

(12) フェーズ 2 の公開草案の公表に向けた ISSB 会議での議論やデュー・プロセスの日程

について共有いただきたい。(英国)

ISSB 産業別ガイダンスと ISSB 基準との関係について

(13) 「SASB スタンダード」が独立した基準のセットとしても適用されていることが関係者の混乱の一因となっていると考えている。また、名称に関する論点は、ISSB が「SASB スタンダード」をどのように位置付けたいかを踏まえて決定すべきである。さらに、生じている混乱の多くは、「考慮しなければならない」という表現から生じていると考えられ、代替的な表現の検討が有用である。(SSBJ)

(14) 「SASB スタンダード」の位置付けに関する混乱への対処として、「参照し、考慮しなければならない」という表現の明確化を検討することが必要であると考える。(サウジアラビア、EFRAG、AOSSG)

(15) 「SASB スタンダード」を単独で使用する可能性については、欧州又は EU においても論点となり得る。(ドイツ)

(16) 基準の名称について、「SASB スタンダード」がガイダンスであるならば、その役割を明確にするためその名称から「スタンダード」を削除することを含め、名称変更することを支持する。(オーストラリア、EFRAG)

(17) 産業を基礎とした開示には価値があるが、産業固有の開示と同じ意味合いかどうかは疑問であり、企業のビジネスモデルを踏まえた企業固有の情報となることが重要である。経営者がモニタリングしている指標に着目する目的で SASB ガイダンスを利用することが重要であることを改めて強調すべきではないか。(英国)

(18) 重要性やプロポーショナリティ等の ISSB 基準の基本的な概念が「SASB スタンダード」にも適用される点の明確化をどのように図るかを検討することが重要である。例えば、プロポーショナリティについては、企業の IFRS S1 号及び IFRS S2 号の適用の経験を調査する必要があり、我々の法域ではプロポーショナリティの適用は容易ではないとの声も聞かれている。また、産業別の開示にマネジメント・アプローチを導入することを検討すべきであり、産業別かつ企業固有の情報提供につながり得ると考える。(オーストラリア)

(19) ((18)の発言に関して) IFRS S1 号は、経営者が使用している指標の開示を既に要求しているという点で、マネジメント・アプローチの要素は既に織り込まれている。経営者が使用している指標に追加する形で提供が要求される開示は、定義上、企業が識別したリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを投資家が理解するため

に必要な情報に限られる。(Sue Lloyd 副議長)

(20) IFRS S1 号及び IFRS S2 号が開示要求であり、産業別ガイダンスは開示要求の追加はなく、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の適用を支援するものであることを強調すべきである。(カナダ、AOSSG)

(21) 「SASB スタンダード」がチェックリストとして利用されないようにすべきであり、ISSB 基準に準拠するために、「SASB スタンダード」における開示トピック及び指標をすべて提供する必要はなく、重要性の評価やプロポーショナリティの考え方が基礎となる点について、強調すべきである。(カナダ、EFRAG、AOSSG)

(22) 企業が IFRS S1 号の要求事項を適用する際の「SASB スタンダード」の利用方法について、説明のためのフローチャート、実務適用事例、よくある質問への回答などの提供が有用と考えられる。(カナダ、中国、AOSSG)

(23) 法域においてこれまで「SASB スタンダード」を利用したことがないため、「『SASB スタンダード』とは何か」「どのような構造か」「一般的にどう利用するのが最もよいか」から説明する必要がある。(南アフリカ)

(24) IFRS S1 号及び IFRS S2 号の要求事項と「SASB スタンダード」の開示トピック及び指標とを関連付ける相互参照表を作成し、要求事項とガイダンスとを区別するとともに、重複する内容を明確にすることを提案する。(サウジアラビア)

IV. 人的資本

議題の概要

15. ISSB は、2024 年 4 月に、人的資本に関連するリスク及び機会に関するリサーチ・プロジェクトを、ISSB の作業計画に追加することを決定した。ISSB がこれまで実施したリサーチからは、ほとんどの企業が何らかの労働力 (workforce) 関連のリスク及び機会に直面していることが明らかになっている。これらのリスク及び機会並びに関連する開示は、法的及び規制環境、労働市場の構造、社会的及び文化的規範、並びに経済及び産業構造を含む様々な法域固有の要因によって、企業が属する法域ごとに異なる形で現れ得ることが明らかになっている。

16. 本セッションでは、ISSB スタッフより社会、文化、規制及びその他の要因を含む法域固有の要因が、労働力 (workforce) 関連の開示に関するグローバル・ベースラインを開発するうえで、どのような影響を与える (affect) か、及び法域固有の状況をリサーチする

ための情報収集及びアウトリーチの方針について説明がなされ、次の項目について質疑応答及び意見交換が行われた。

(1) 初期的な見解として、法域固有の要因は、労働力（workforce）関連の開示に関するグローバル・ベースラインの開発にどのような影響（implication）を与えるか。

(2) 労働力（workforce）関連のリスク及び機会並びに開示に関する法域における違いに関する有用な情報をスタッフが入手する方法について、追加的な提案はあるか。

SSAF 会議での議論の概要

17. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

法域固有の要因が労働力（workforce）関連の開示に関するグローバル・ベースラインの開発に与える影響（implication）について

(1) 法域の要求事項が変わるたびに ISSB が基準を変更することはできない。そのため、法域内の将来の変更に対応できる柔軟性を備える必要がある。この点、基準又はガイダンスは原則主義である必要があり、IFRS S1 号の全般的な枠組みとも整合する必要があると考える。IFRS S1 号では、報告企業に関連するリスク及び機会を識別することから始まるが、その際、法域の要求事項がリスク及び機会の識別や優先順位付けに影響する場合がある。したがって、法域間の相違を理解することは重要であるが、それはあくまで基準を適用する過程において、IFRS S1 号の全般的な枠組みの中で理解すべきものである。(SSBJ)

(2) 法域固有の要因は、次の 2 つの観点で区別が必要である。1 つ目は、労働力（workforce）関連のリスク及び機会を生じさせる法域固有の要因及び文脈、並びに関連する考慮事項の観点、2 つ目は、労働力（workforce）関連のリスク及び機会が企業の見通しに及ぼす影響について投資家が必要とする情報の観点である。法域では、労働関連の法規及び職場の労働安全衛生などの報告制度の枠組みがあるが、必ずしも投資家の情報ニーズと一致せず、企業が直面するリスク及び機会の識別、追加的な情報を作成するコストなどに影響する。法域に関する追加の調査は支持するが、法域ごとの相違などが、基準策定の必要性、実現可能性、及び基準のあり方にどのような意味を持つか、十分に理解できるだけの深度が必要である。(オーストラリア)

(3) 労働力（workforce）関連のリスク及び機会は、法域、産業及びビジネスモデルの特性によって形成され、それらの特性が情報の信頼性や入手可能性に影響する。共通

する投資家の情報ニーズに対応する原則主義のグローバル・ベースラインであること、財務的重要性を維持すること、産業及びビジネスモデルの相違を認識していること、法域間に相違があることを認めつつ、特にバリュー・チェーンに関する開示においてプロポーショナリティを維持したうえで、共通の定義を設定することが必要である。(AOSSG)

(4) 法域固有の要因を、グローバル・ベースラインの開発の障害としてはならない。法域間の相違は、全ての法域に同一の一組の指標に適用するアプローチを採用すべきでないことを意味する。我々は、ISSB が、中核となる開示原則及び法域間で比較可能な情報に焦点を当て、企業が各法域の具体的状況を踏まえて補足的な開示を行えるようにすることを提案する。(中国)

(5) 法域に関する分析は不可欠であるが、投資家が必要とする情報のうち、どのような情報が法域を超えて真に共通するかが重要である。職場の労働安全衛生及び従業員の離職率などはグローバルで標準化が可能であるが、多様性など他の情報は法域の状況に依存する可能性が高い。普遍的な開示目的に沿う情報、広く比較可能な指標、並びに適切な分解及び背景の説明を伴う法域の情報に区別し検討するべきである。

リサーチの次の段階では、課題を明確にし、例えば、開示内容を規定するのか、測定方法を標準化するのか、IFRS S1 号の適用ガイダンスを提供するのか、いずれが市場全体に対して最大の便益をもたらすかを評価すべきである。(カナダ)

(6) 法域間である程度共通する、投資家にとって重要性がある情報に焦点を当て、各企業の状況が労働力(workforce)関連のリスク及び機会にどう影響するかを説明できる仕組みを設けるべきである。労働力(workforce)関連のリスク及び機会それ自体の重要性と、企業がそれらを報告することが可能かを区別することも必要である。各法域の慣行や、企業のデータ整備の不十分性によって、重要なリスクを除外することがあってはならない。(南アフリカ)

(7) 労働力の現地適応(workforce localization)及び自国民の技能の開発が、本リサーチで検討すべき要因と考える。これらは、従業員の離職率及び研修支出などの労働力(workforce)関連の指標を投資家がどう解釈するかに影響しうる。グローバル・ベースラインでは、一貫した定義と指標に加え、報告される数値に影響を与える関連する法域固有の要因の説明を組み合わせることを提案する。(サウジアラビア)

(8) リサーチ・プロジェクトの名称変更により、本リサーチの焦点が法的リスクに偏ることを懸念している。リスク及び機会の発生源は、法制度及び法域固有の枠組みだけでなく、ビジネスモデルにある可能性もあり、ビジネスモデルの類型にも注目す

べきである。(メキシコ)

(9) ((8)の発言に関して)リサーチを通じて、「人的資本」という用語には、様々な考え方があり、人々によって理解が異なること、特に広く捉えられる概念であることが判明した。本プロジェクトで焦点としているのは、企業自身の事業活動に従事する労働者及びバリュー・チェーン全体の労働者であるため、正しく理解されるよう名称を変更した。(ISSB スタッフ)

(10) 重要なことは、グローバルで共通する点が何か、またどこに法域間での相違がみられるかを理解することである。我々の地域におけるダブル・マテリアリティによる報告の例では、自社の労働力(workforce)に関するインパクトとリスクの両方が存在するものの、それらが同じ要因によって引き起こされていない例が数多くある。労働力(workforce)関連のリスク及び機会はビジネスモデルによって異なり、ある企業でリスクとなるものが別の企業でもリスクになるとは限らず、その逆の場合もある。(EFRAG)

(11) 我々の市場では、インフォーマルな雇用が非常に広く見られ、外部委託された労働をめぐる問題などバリュー・チェーンにおける問題も存在する。児童労働などの問題はグローバルな視点から検討していく必要がある。人口の 65%が 25 歳未満であることは、労働(labor)という観点から大きなリスクであり機会である。他の地域には必ずしも存在しないリスク及び機会があり、このような固有の要因は重要な視点であることを強調したい。

また、各法域での何らかの変化が生じるたびに基準を変更する必要がない、グローバル・ベースラインを持つことが重要である。(PAFA)

(12) サステナビリティに関する基準を設定する際に、社会的側面が最も難しい分野であると同時に重要だと考える。サステナビリティに取り組むうえで基盤となるベースラインが必要である。法域間及び文化間の相違が、基準設定の妨げとならないよう、可能な限り原則主義を目指すべきである。(ブラジル)

(13) アジア地域の重要性を強調したい。例えば、「SASB スタンダード」の約 30 の産業のうち、アジア地域が世界の生産市場の過半を占める産業では、平均で 70%の開示トピックが人的資本関連である。これは、地域の多くの産業が労働集約的であることも含め、このリサーチにアジア地域の状況を反映することがいかに重要かを示している。これらの法域における開示実務及び法的枠組も考慮すべきである。(韓国)

(14) グローバル・ベースラインは、労働市場と規制環境の相違を認識しつつ、比較可能性

を確保すべきである。特に、外部委託労働者、バリュー・チェーン上の労働者などを含め、労働力（workforce）の区分を明確に定義することが必要である。適切なプロポーショナリティに支えられた原則主義のアプローチが、有用な進め方である。（トルコ（書面））

法域間の相違に関して有用な情報を入手する方法について

(15) 特に新興市場の法域に注視し、多様な労働市場及び報告実務が反映されるように幅広いステークホルダーとの対話を奨励する。国際労働機関や地域開発機関によるフィールド・テストなどの関連調査も活用すべきである。先住民を含む地域との対話を奨励する。(AOSSG)

(16) ISSB が国際労働機関及び世界銀行などの国際機関と協力し、各国の労働統計及び調査書などからデータを収集したうえで、指標の設定が可能か評価することを提案する。さらに、ISSB は、他の基準設定主体と協力し、同じ名称の項目が各基準でどのように扱われているかを比較し、相互運用可能性（interoperability）にも対応することを提案する。(中国)

(17) これまで ISSB が実施したリサーチに基づき、法域別の簡潔な概要を作成し、基準設定主体、規制当局、専門性を持つ企業などに検証や補足を依頼することが考えられる。ISSB がすべての法域に対する詳細な調査を行う必要はなく、各法域の状況を十分に調査できているか、また、見落としがないかを検証する方法となる。(オーストラリア)

(18) 各法域の機関及び国際機関とのエンゲージメントを奨励する。(カナダ)

(19) 実務的な方法として、法域間だけでなくセクター間で共通する労働力（workforce）関連のシナリオを特定することが考えられる。リサーチの一環としていくつかの共通シナリオを設定し、当該シナリオにおけるリスクが財務的な見通しにどのような影響を及ぼすのか、投資家がどのような情報を必要とするか、企業が現実的にどのような情報を提供可能か検証できると考える。(南アフリカ)

(20) 既存の報告書や公表されている労働市場データを特定するため、関係する法域における当局と対話することを提案する。我々の法域は、世界の他の法域とは異なる指標が報告されており、これらを国際的な投資家が見た際に、我々と異なる解釈をする可能性がある。グローバル・ベースラインを策定する際には、このような点を捉えることも必要である。(サウジアラビア)

(21) ((20)の発言に関して) リスク及び機会の根本的な要因そのものが、異なることがあるとの指摘だと考える。我々が理解しようとしているのは、まさにその点だと考えている。(Sue Lloyd 副議長)

(22) ((20)の発言に関して) 本リサーチの目的の一つは、リスク及び機会の根本的な要因を確実に理解することである。法域間の相違が基準設定を行ううえでの障害となるという前提ではなく、法域間の相違とリスク及び機会の根本的要因に対応できる形で基準設定を行えるようにするということである。(ISSB スタッフ)

V. 自然関連開示

議題の概要

18. 2025 年 11 月の ISSB ボード会議において、ISSB は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の明示的な要求事項に反映されていない自然関連のリスク及び機会に関する追加の開示要求を導入するため、基準設定プロジェクトに着手することを決定した。その後、2026 年 1 月の ISSB ボード会議より、自然関連の基準設定に関する具体的な議論を行っており、2026 年 4 月の ISSB ボード会議において IFRS 実務記述書の形式にて公開草案を公表することを暫定的に決定している。ISSB は、2026 年 10 月に開催予定の生物多様性条約第 17 回締約国会議 (COP17) までに、自然関連開示に関する IFRS 実務記述書の公開草案を公表する予定である。[1]

19. 本セッションでは、ISSB が 2026 年 10 月に公表予定である自然関連開示の IFRS 実務記述書の公開草案について、概要及びアウトリーチに対するアプローチの概要の説明がなされ、次の項目について質疑応答及び意見交換が行われた。

(1) 自然関連開示の公開草案に対するフィードバックを収集するために、どのように関与及びアウトリーチを構築する計画か。

(2) SSAF メンバーが関与することを計画している不可欠なステークホルダーのグループはどのようなものか。また、ISSB が関与を支援する機会はどこにあるか。

[1] 2026 年 10 月 22 日に、ISSB より、ISSB 公開草案「IFRS サステナビリティ開示実務記述書第 1 号『自然関連開示』」が公表されている。
https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2026/10/issb-consults-on-proposals-nature-related-disclosures/

SSAF 会議での議論の概要

20. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

フィードバック収集のための関与の方法及び関与を計画しているステークホルダーのグループについて

(1) 本公開草案の最終的な形式が未確定であることは、あるべきアウトリーチの方法を考えることを難しくしている。なぜなら、本公開草案が実務記述書の案であるか基準書の案であるかによって、ステークホルダーの関心度やアウトリーチの方法が異なることになるからである。また、最終化された文書の形式によって、各法域におけるエンドースメントや自国基準への取込みの方法が大きく異なる可能性がある。さらに、基準書であれば、発効日の定めが必要となるが、実務記述書ではその必要はない。この点、我々としては、実務記述書として提案され、実務記述書で確定することを前提として検討することを考えている。(SSBJ)

(2) ((1)の発言に関して)公開草案は、実務記述書の案として公表する予定である。ただし、その形式に賛同するか、別の形式が望ましいか、また、なぜそう考えるか、についての意見を求め、基準書の形式を支持する場合は、発効日についてどのように考えるのかについても意見を求める予定である。実務記述書として確定することを前提としながらも、これらの他の側面についても意見を得られるようにしていると考えていただくのがよい。(Sue Lloyd 副議長)

(3) 自然関連開示は難しいテーマであり、自然関連の開示や報告について理解している人々が、基準設定に関する協議に通常関与しているとは限らないため、自然関連の専門家から助言を得るための専門家グループを設置した。また、ISSB が参加する法域内でのラウンドテーブル、及び複数のステークホルダーが参加する複数回のラウンドテーブルを計画している。(英国)

(4) ((3)の発言に関して)自然分野の専門家から意見を聞くことも重要だが、公開草案では、企業のビジネスが自然に起因してどのようなリスクにさらされており、機会を得ているのかについて、理解してもらうことを想定している。実務記述書が過剰な反応を促すことなく幅広い企業にとって適用可能なものとなりながら、どのような場合に投資家にとって関連性がある情報となり得るのかが理解されるように、一般的なビジネスの観点からの意見を得ることが重要である。(Sue Lloyd 副議長)

(5) 我々の地域では、既に自然関連の専門家が議論に参加したうえで基準を開発し、

1,000 社を超える企業が基準に従った報告を行っている。これまでの報告事例に基づく我々の分析では、汚染、水、生物多様性、資源利用及び循環経済について、40%から 70%の企業がマテリアルであると識別していることが確認されており、相互運用可能性の観点から、我々の経験や分析結果を共有したい。また、ISSB からの提案に関する地域内での公開協議やワークショップの開催も予定している。(EFRAG)

(6) 自然関連のリスクの識別に関連して、過去に生物多様性に関する取締役会の意思決定を分析するプロジェクトを実施した経緯があり、自然への大きな影響をもたらす意思決定が企業内のどこで行われているのかという点は、投資家にとって重要な情報になり得ると考えている。この研究成果を今後の議論に取り入れる価値はあると考えている。(ドイツ)

(7) 自然関連開示は、自然や生物多様性の保護自体を推進するものではなく、企業の見通しに関する透明性を確保するものであることを強調することが必要と考えている。(カナダ)

(8) IFRS S1 号の適用において、自然関連のリスクの識別についての課題が認識されており、実務記述書が IFRS S1 号の適用をどのように支援するのかを説明するようなアプローチが有用であると考えている。(メキシコ)

(9) ステークホルダーに対するアウトリーチを行うにあたって、まず実務記述書とは何か、IFRS S1 号及び IFRS S2 号とどのような関係なのかを説明することから始める必要がある。(カナダ、メキシコ、PAFA)

(10) 自然関連財務開示に関するタスクフォース(TNFD)や TNFD の「自然関連課題の識別及び評価に関するガイダンス:LEAP アプローチ」への理解・対応が我々の地域ではまだ十分に成熟していないため、ステークホルダーに対するアウトリーチを行うにあたって、まずは論点の認知の向上から始める必要がある。また、地域内で使用される言語が複数あり、異なる言語のすべてに対応したアウトリーチを実施するために、翻訳の作業が非常に重要である。(PAFA)

(11) 多くの自然関連のリスクは、場所や生態系に依存し、かつ業種固有の性質を有することを踏まえて、我々の地域において関連する業界に焦点を当てた関与を実施することを計画している。農業、プランテーション、林業、漁業、鉱業、エネルギーなどが、特に注意を払う必要がある業種に含まれると考えている。(AOSSG)

(12) 我々の法域では、先住民族との対話は非常に重要であり、複数の先住民族のリーダーとの対話を中心とした教育活動を実施する。また、上場企業を対象とした自然関

連開示の実態調査や、TNFD との共催イベントを通じた投資家からの意見収集を既に実施している。(カナダ)

(13) ISSB を招いたアウトリーチを計画しており、企業、保証業務提供者、規制当局、投資家、研究機関などに加え、生態及び環境分野の専門家の関与を重視している。(中国)

(14) 法域内でのワークショップを開催する予定であり、データの入手可能性、所在地固有のリスク、指標に関する提案、現行の法域におけるサステナビリティ開示基準との整合性についてフィードバックを求める予定である。(トルコ(書面))

実務記述書の形式について

(15) 公開草案へのコメント結果次第では、実務記述書ではなく基準書として最終化される可能性があることをもっと明確に伝えるべきではないか。(カナダ)

(16) ((15)の発言に関して)公開草案や説明資料、スナップショット及びウェブサイトでその可能性を明確に説明する。(ISSB スタッフ)

(17) 我々の法域では、実務記述書ではなく、独立した基準書として公表すべきとの見解を持っている。(中国、ブラジル)

(18) ((17)の発言に関して)ISSB は、最終文書の形式について寄せられる意見を重視しており、公開協議の結果次第では異なる形で最終化する可能性がある。正式な基準書を望む場合は、各法域の状況や、気候関連開示の導入を妨げるリスクとのバランスをどう取るべきかについても提案していただきたい。(Sue Lloyd 副議長)

(19) 我々の法域では、気候関連開示は義務付けられているが、その他のサステナビリティ開示は任意である。新しく自然関連の「実務記述書」が追加されることで、実務記述書と既に公表されている IFRS S2 号に関連する教育的資料及び業種別ガイダンスとの関係が分かりにくくなる可能性があるのではないか。(韓国)

(20) ((19)の発言に関して)自然関連の「実務記述書」により、IFRS S2 号の要求事項が変わることはない。例えば、干ばつによる水不足はすでに気候関連リスクとして IFRS S2 号で開示対象となる。一方で、大量の水使用の許可といった気候とは直接関係のない自然関連リスクもある。実務記述書はそういった幅広い自然関連リスクを扱うものである。(Sue Lloyd 副議長)

VI. アジェンダ計画及び会議概要

議題の概要

21. 本セッションでは、ISSB スタッフより、今後のアジェンダ計画に関して説明がなされた。

22. 次回の SSAF 会議は、2027 年 2 月 1 日及び 2 日にウェブ会議形式にて開催する予定であり、現時点における ISSB の作業状況に鑑み、「SASB スタンダード」の向上プロジェクト、自然関連開示プロジェクト、労働力（workforce）に関するリサーチ・プロジェクト、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入支援などが議題として想定されていることが示された。

SSAF 会議での議論の概要

23. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(1) 今後予定されているアジェンダ協議について、次回の SSAF 会議で議題として取り上げることは可能か。（SSBJ）

(2) （(1)の発言に関して）アジェンダ協議について議論する適切な時期を検討しているところであるが、現時点では、2027 年 5 月の会議で初回の議論を行うことが適切だと考えている。（ISSB スタッフ）

(3) つながりのある情報、特にサステナビリティ関連開示と財務諸表との関連付けに関する論点、既存及び将来のテーマ別要求事項との関係を含む産業別ガイダンスの長期的な役割についての論点が寄せられている。（AOSSG）

(4) （(3)の発言に関して）いずれも重要な論点と認識しており、議論する適切な時期を検討したい。（Sue Lloyd 副議長）

(5) ISSB 基準と ESRS-40a との相互運用可能性及び GHG プロトコルのコーポレート基準の改訂に関する進捗について、議題として提案したい。特に、GHG プロトコルについては、2027 年第 2 四半期に予定されている公開協議を前に、最新状況を共有することが有益だと考える。また、次回会議はオンライン開催とされているが、参加者間の意見交換を促進するため、可能であれば対面開催を希望する。（韓国）

(6) （(5)の発言に関して）2027 年 5 月及び 9 月の会議は対面開催を想定している。（ISSB スタッフ）

(7) （(5)の発言に関して）ISSB ではボードメンバーとスタッフが同じ場所に集まっているわけではないため、対面開催には一定の制約がある。一方で、対面で集まること

の意義は十分に認識している。(Sue Lloyd 副議長)

以　上